

令和3年 第5回見附市教育委員会 定例会 議事録

○招集日時 令和3年8月30日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第48号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第49号 見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について

議第50号 見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱の制定について

議第51号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第52号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第53号 見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要領の一部を改正する要領の制定について

議第54号 令和3年度見附市一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

○出席者(5名)

教育長 渡邊茂夫

委員 小林弘武

委員 武田一夫

委員 小倉美砂子

委員 斎藤義章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長 森澤亜土

学校教育課長	糸谷 正夫
こども課長	伴内 正美
まちづくり課長	大野 務
教育総務課長補佐	湊屋 一樹
学校教育課長補佐	関 拓也
こども課長補佐	高藤 英紀
教育総務課係長	山谷 一憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和3年 第5回見附市教育委員会 定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1 「令和3年度教育委員会の点検及び評価報告書について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

毎年実施しております「教育委員会の点検及び評価」の報告書について説明いたします。

教育委員会の点検及び評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会が行う事務・事業の管理及び執行の状況について点検と評価を行

い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出すると共に、公表しなければならないとされています。

また、点検及び評価に当たっては、AからDまでの自己評価を教育委員会で行い、さらに教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、第三者評価委員にご意見を頂戴し評価を行いました。今年の第三者評価委員会は、8月6日に実施しております。

「見附市教育大綱概要図」では、基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもたちの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」のもと、4つの基本施策、そのもとに推進する9つの主要施策と、31の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。点検と評価では、主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としています。

「評価一覧」は、今回の評価対象を一覧にしたもので、評価を行った主要事業、評価シートの番号、評価結果を記載しております。

「評価シート」について、本日は個々の内容についての説明は省略させて頂きますが、施策・事業の目的や目標、執行の状況及び成果、今後の方針等についてを担当課が記載し、第三者評価委員からの意見を掲載しています。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、質問はございませんか。

斎 藤 委 員

去年の総合教育会議の内容と違うのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

「教育委員会の点検及び評価」は、法律により教育委員会で実施が義務づけられているもので、教育委員会が毎年自己評価し、第三者評価委員会において提言をい

ただき、今後の教育に関する事業の改善に役立てているものです。

「総合教育会議」は、法律に基づいて、市長と教育委員会の協議の場として設置しているもので、「点検及び評価」とは別のものです。

斎藤委員

総合教育会議では、評価の観点という項目があったと思いますが、この資料には子どもの心の評価の観点がありません。この資料は事業そのものに評価をつけています。この資料と総合教育会議は違うのではないのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

市の総合計画で定めている基本施策4項目は、「見附市教育大綱」の役割も兼ねた計画としています。この総合計画の基本施策で指標を示しており、基本施策の下に主要施策があり、主要施策の下の主要事業で具体的に進めることを書いています。

昨年の総合教育会議では、新たに更新される後期基本計画の施策を時代に対応したものにするにはどのように見直しをかけるのが良いのか、教育委員の皆さんからご意見をいただいたものです。総合教育会議は、新しいものの基準や価値について総合的に意見を伺う場であり、その事業がどこまで実施されているか、結果どうであったかを評価し提言いただくのが、今回の点検評価ということです。

斎藤委員

評価の観点がズレていると思い質問しました。

教育部長兼教育総務課長

施策の評価には、質と量の2つの視点から、しっかりと達成できたかどうか評価する必要があります。また、長期的・短期的な視点からの評価もありますので、一定の時間をかけて見る必要があります。我々の評価だけでなく、第三者の意見ももらうということでご理解いただきたい。

教育長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告2「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

今年度の全国学力・学習状況調査結果（速報値）について、ご報告いたします。

今年度の見附市の結果につきましては、小学校、中学校とも、国語・算数（数学）で新潟県平均、全国平均を上回る結果となりました。

のことから、昨年度新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時休業の措置をとりましたが、見附市内の各小・中学校では国語・算数（数学）についての授業改善が図られ、児童生徒の学力向上につながってきている成果と考えています。

今回の結果について、各校での授業改善の取組と正答率との関連について分析を行い、今後の対応策を具体的にして、授業改善の取組を一層推進できるよう学校に働きかけていきたいと考えています。

なお、全国学力・学習状況調査（速報値）の結果の資料につきましては、非公表のため回収させていただきますのでご了承願います。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

小 林 委 員

見附市や県の点数に小数点が付かないのはどうしてか。

学校教育課長

見附市や県は、小数点第一位以降は記載しないこととしています。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告3「わくわく体験塾について」、並びに、報告4「防災スクールについて」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「わくわく体験塾について」ご報告いたします。

本事業は、平成17年度から実施している事業です。学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・個人も、講座の開設と運営に参加していただき、今年で16回目となります。昨年度は、新型コロナウイルスの感染症の影響により事業を中止しましたが、今年度は、新しい生活様式を踏まえた形での事業実施となりました。今年度は、総講座数157講座、参加者数は1949人でした。

講座開設者の皆様のご協力により、子どもたちにわくわく・どきどきする体験教室を提供することができました。

続きまして、「防災スクールについて」ご報告いたします。

今年度から、市内小・中・特別支援学校全13か校で防災スクールを実施しています。実施及び参加状況は資料のとおりです。

防災スクールのプログラム内容は各校により、多少の違いがありますが、Eボート体験、着衣泳、救急搬送、ロープを用いての救助練習等になります。今年度から中学校では、企画調整課と連携し、水害における避難や、避難所の開設体験、それらをどのように行うかシミュレーションする「マイタイムライン」を作成する予定です。

学校に宿泊して行う防災スクールは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度も実施できませんでしたが、防災スクールは、自立心や協調性などを養うためのよい機会であるとともに、災害時への備えと地域貢献への意識を高めるために大変有効である事業と考えています。

今後も見附市の特色ある教育活動のひとつとして継続・発展させ、防災教育の充

実を図っていきたいと考えています。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告5「MITSUKE MASK（みつけ ますく）の無償配布について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「MITSUKE MASKについて」ご報告いたします。

子どもたちの熱中症対策と感染症予防の一助として、市立学校の全児童生徒に「MITSUKE MASK」を無償配布することにしました。

夏季のマスク着用は熱中症の危険性を高める一因ともなりかねない中、市内二社トメーカーが共同して、吸水速乾性に優れた素材に独自の抗菌防臭加工を施した極めて通気性の高い「MITSUKE MASK」を開発しました。「繊維のまちみつけ」の高度な技術でこそ製品化された最新高性能マスクで、「着けたまま歌えて、声もよく通る」と高く評価されているものです。

非常に手間のかかる製法で製造に時間要するため、子どもたちへの配布は入荷次第の順次の配布となりました。

第二小学校、田井小学校、新潟小学校、上北谷小学校につきましては、1学期終業式の7月21日に、4中学校には、8月23日の2学期始業式に、残りの小学校、特別支援学校につきましては、2学期の始業式8月26日、27日に配布しました。

今後、市内でも販売されると聞いています。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

続きまして、報告6「新型コロナワクチン接種にともなう出欠等の取り扱いについて」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「新型コロナワクチン接種にともなう出欠等の取り扱いについて」ご報告いたします。

見附市では、7月17日から12～39歳の人にも新型コロナウイルスワクチンの接種券が配布され、6年生、中学生のワクチン接種が始まりました。夏休みだけでなく2学期以降も実施されることから、新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについての通知を各校に出しました。

通知の内容は、ワクチン接種に伴う出欠の取扱いは、出席停止などの柔軟な取扱いが可能のこと、副反応がでた場合の出欠の取扱いも、出席停止の措置をとることができること等です。

なお、市が把握している12～14歳の接種数と予約数合わせた新型コロナワクチン接種の割合は、8月10日現在で36.8%となっております。個別医院で予約している方もいらっしゃると思いますが、その数字は含まれていないので、実際はもっと高い数字になっていると思われます。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了いたします。

教 育 長

日程第3、議第48号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

議第48号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

当該規則の一部改正の理由についてですが、「地方税法等の一部を改正する法律」により、令和3年度課税から未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、これに伴い、未婚のひとり親等であることを理由に従来の寡婦控除を受けることができなかつた方も控除を受けることができるようになります。

これまで、従来の寡婦控除を受けることができない方のために、当該扶養義務者の申請に基づき寡婦（寡夫）であるとみなして市町村民税の課税額を算定し、保育料を決定していましたが、今回の地方税法等の一部改正に伴い寡婦控除のみなし適用が不要となるため、別表備考中の当該箇所を削るものでございます。

附則におきまして、この規則は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第49号「見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

議第49号「見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

当該規則の一部改正の理由についてですが、厚生労働省で定めている「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」が一部改正されたことに基づいて所要の改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

第2条中で引用する要綱の通知年月日、発出先、通知番号を改めるものでございます。

附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 50 号「見附市耳取遺跡整備検討委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

議第 50 号「見附市耳取遺跡 整備検討委員会 設置要綱の制定について」説明いたします。

令和元年度から 2か年かけ、文化庁の補助金を活用して「耳取遺跡 整備基本計画」を策定いたしました。令和 15 年の史跡公園完成に向けて、今年度より整備事業に着手しておりますが、整備工事が長期間にわたることから近年深刻化する豪雨災害等への対応や新技術の活用など、遺跡の保存・整備および活用に向けて引き続き専門家等からの助言を頂くため整備検討委員会の設置要綱を制定するものであります。

なお、附則により、本要綱の施行期日を交付の日からとすると共に、先行策定されている「耳取遺跡 保存活用計画」および「整備基本計画」の策定委員会設置要綱を廃止するものであります。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 51 号「見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

「見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

当該要綱の一部改正の理由については、県の「新潟県不育症検査費用助成事業実施要綱」の制定により、県では、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据えた先進医療として実施されるものを対象に検査に要する費用の一部を助成することになったことに伴い、県の助成を受けることができる場合は、検査に要した費用の額から県の助成額を控除し、助成するものでございます。

また、行政手続きにおける押印の見直しによるもの及びその他文言の整理を併せて行うものでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市不育症医療費助成事業実施要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

小 林 委 員

不育症はどういう症状ですか。

こども課長

妊娠はできるが、流産・死産などを繰り返して、結果的に子どもを持てない場合を不育症といい、一般的には 2 回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 52 号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明させていただきます。

当該要領の一部改正の理由については、県の「ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領」の一部改正に伴うものであります。

内容についてでありますが、地方税法等の一部を改正する法律におけるひとり親控除制度の新設に伴い、平成 30 年 9 月より講じてきた未婚のひとり親へのみなし適用が意味をなさなくなることから、ひとり親家庭等医療費受給者証交付（更新）申請書中の寡婦控除のみなし適用に関する文言を削除し、ひとり親控除に関する文言を追加するものであります。

その他、第 14 条及び第 15 条の条文につきましては、文言整理を行い、また、行政手続きにおける押印の見直しによる押印欄の削除等についても併せて行うものでございます。

附則におきまして、この要領は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 53 号「見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

「見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」説明させていただきます。

一部改正の理由についてでありますが、昨年、国では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐために、季節性インフルエンザワクチン接種についての優先接種者を示し、早期接種の呼びかけを行いました。

国が示した優先接種者である妊婦については、これまで、見附市では助成を実施していなかったことから、急遽、要領を制定し妊婦についても予防接種に係る費用のうち 1 千円を限度に 1 回の助成をすることにより、妊婦の経済的負担の軽減を図り、インフルエンザの発症及び重症化の予防とインフルエンザのまん延化を防いだところであります。

今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症については、落ち着かない状況でありますので、同時流行を防ぐために、昨年度同様に季節性インフルエンザ予防接種助成を行うための一部改正でございます。

附則におきまして、この要領は、令和3年10月1日から施行するものとしております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第54号「令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題といたします。学校教育課長とともに課長から説明願います。

学校教育課長

「学校教育課関係の補正予算について」説明させていただきます。

10款教育費1項3目「教育指導経費（G I G Aスクール）」9万7千円の増額につきましては、見附特別支援学校高等部について、小学部・中学部との連続性を考慮し、生徒及び教職員用のipad端末及び付随するサービス等の整備として、インターネット上の不適切な情報を遮断できるipad用のクラウド型フィルターリ

ングサービスを導入する経費を計上するものであります。

補正の理由であります。文部科学省が推進する「G I G Aスクール構想」を実現するため、昨年度まで国庫補助事業を活用し、小・中学校一人1台端末整備や校内通信ネットワーク環境整備を実施しました。

見附特別支援学校高等部の一人1台端末等整備については、今年度より補助対象となったことから、国庫補助事業を活用した整備に併せてフィルターリングサービス等の必要な予算を計上するものであります。

続いて、10款教育費4項2目「特別支援学校教育用コンピュータ設置事業（G I G Aスクール）」160万6千円の増額につきましては、見附特別支援学校高等部について、小学部・中学部との連続性を考慮し、生徒及び教職員用のipad端末及び付随するサービス等の整備として、ipad端末及び障害のある児童生徒でもICT機器への文字入力等を容易に行えるようにする入出力支援装置を購入する経費を計上するものであります。

補正の理由であります。見附特別支援学校高等部の一人1台端末等の整備について今年度、国庫補助対象となったことから、国庫補助事業を活用し、必要な整備を行うものであります。

以上です。

こども課長

続きまして「こども課分の補正予算について」ご説明します。

4款衛生費1項3目予防費「妊婦の感染症予防事業（新型コロナ関連）について」ですが、扶助費として15万円を増額補正させていただくものです。

内容につきましては、先ほど、見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要領の一部改正について説明させていただいた通りですが、妊婦がインフルエンザの予防接種を受けた場合にその費用のうち1千円を限度に1回の助成をするものであります。150人分を想定し15万円を計上させていただきました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで令和3年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時50分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齊藤 義章